

町会・自治会・管理組合名

代表者名

リサイクル推進員 推薦書

下記の者をリサイクル推進員として推薦します。

記

推薦する方

	氏 名	ふりがな	住 所（町名から）	電話番号
1				
2				
3				
4				
5				

内容を確認しチェック（☒）してください。

☐ 上記の者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第五条の八」および「八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の第8条」に適用（裏面参照）。

※ 推薦された方の「選出方法」についてご回答ください。

該当に○を して下さい	選 出 方 法
	① 町会・自治会長による選出
	② 町会・自治会内の担当輪番による選出
	③ その他 ()

根拠とする法律・条例は以下のとおりです。ご確認のほどお願いいたします。

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第五条の八

（廃棄物減量等推進員）

第五条の八 市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行う。

2. 八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の第8条

（廃棄物減量・再利用推進員）

第8条 市長は、一般廃棄物の適正な処理、減量及び再利用の促進に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量・再利用推進員を委嘱する。

2 廃棄物減量・再利用推進員は、一般廃棄物の適正な処理、減量及び再利用の促進のため、市の施策への協力その他の活動を行う。

3 前各項に定めるもののほか、廃棄物減量・再利用推進員について必要な事項は、市規則で定める。